

# サンフルトスポーツスイミングクラブ 規約

(名 称)

第 1 条 本クラブはサンフルトスポーツクラブ, サンフルトスイミングクラブと称し、場所を能代市元町 15 番 33 号におく。

(目 的)

第 2 条 本クラブは会員の体力向上と健康保持を主力とし、スポーツを通じて健全なる心身の育成を目的とする。

(入会資格)

第 3 条 本クラブには、各コースに定められた資格に該当し、且つ本クラブの目的に賛同する者は誰でも入会することが出来る。

(手 続)

第 4 条 入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、所定の健康診断書に医師の証明を受けた後、本クラブの事務局に申し込む。

(会 員)

第 5 条 入会手続きを完了したものは、会員になることが出来る。但し希望するコースが定員に達した場合は変更又は欠員待ちとなることがある。

(入 会 金)

第 6 条 会員は入会時に別に定めるところにより入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第 7 条 1. 会員は年度会費として初年度は入会時に、次年度以降は3月28日までに納入しなければならない。  
2. 会員は月会費として別に定めるところにより、当月分の会費を前月の28日迄に納入しなければならない。

(その他の納金)

第 8 条 記録会参加料、本クラブは定期的に記録会を行うが、参加を希望する者は、別に定める参加料を添えて申し込まなければならない。

(入会金・会費の不返還)

第 9 条 一旦納入した入会金及び会費等は理由の如何を問わず一切返還しない。

(会費等の滞納)

第 10 条 会員は会費等の納入を怠った時は、会員としての資格を失う。

(休 会・退 会)

第 11 条 1. 休会、病気、怪我により引き続き1ヶ月以上3ヶ月以内休む場合を言い、休会願用紙に必要事項を記入して事務局に提出しなければならない。この場合その間の月会費は、1,750円(父母の会含む)納入する事とする。

2. 退会、退会願用紙に必要事項を記入し事務局へ提出しなければならない。

(指導日時)

第12条 会員はコース毎に定められた曜日・時間に指導を受けることができる。

(管理)

第13条 会員は、各々次の各項を守り、自分の持ち物の整理整頓に努めなければならない。

1. 貴重品は必ず受付に預けること。
2. 更衣室にはロッカーの設営がなされており、自分の持ち物は、必ずロッカーに入れる。
3. プールサイドにはバスタオル、トレーニングウエア以外のものは、持ち込んではない。
4. 衣服、水着、帽子、その他一切の持ち物には必ず記名する。
5. 会員は、指導員及び管理者の指示に厳密に従うものとする。指示に従わないものは退場させられることがある。
6. 本クラブに通う途中の事故については一切責任を負わない。

(除名)

第14条 会員としてふさわしくないと認められる者に対しては指導員の意見を聞いた上除名することがある。

(休業日)

第15条 本クラブは次の通り休業日を設ける。

1. 毎月第5週目（29. 30. 31日）もしくは、第1週目（1.2.3日）とする。
2. 夏季休業・・・8月8日～17日（前後する場合がある）
3. 年末年始休業・・・12月29日～1月7日

なお、機械等の故障により止むを得ず休業する場合は事前に連絡し、振替指導を行なう。

(服装)

第16条 会員のユニホームは自由とする。（但し動きにくい服装はいけない）

(対外試合)

第17条 対外試合における参加費、宿泊費、交通費は各自負担するものとする。

(その他)

第18条 本規約以外の諸事項に関して必要な場合は細則を別に定める。

(規約の発効)

第19条 本規約は昭和60年3月2日より発効する。

本規約は令和元年4月1日より一部改定。